

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年 10月1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5 項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■有限会社シー・エス

〒601-8134 京都市南区上鳥羽大溝6番地

マージン率 37.2%

教育訓練に関する事項 : AutoCAD講習 パソコン研修 ビジネスマナー研修

派遣料金の1 人あたりの平均額 : 36,323円(1 日8 時間当たり換算)

派遣社員の賃金の平均 : 22,813円(1 日8 時間当たり換算)

福利厚生 : 定期健康診断